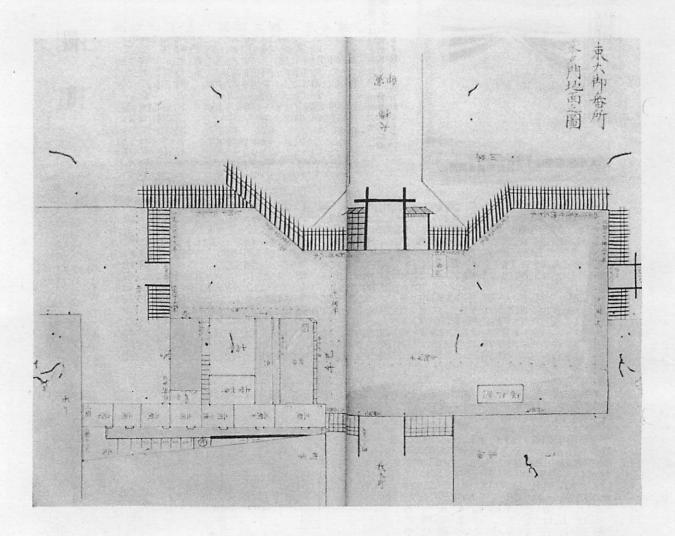
昭和59年3月31日

戀戀戀戀戀戀 津山市南新座26





かれた中に、幕末の緊張した空気が 国連合艦隊の下関砲撃、第一次長州 いる。・元治元年八月といえば、四ケ 年時勢」が「不穏」であるとされて 新たに六箇所の木戸門、番所を設け 窺われる絵図である。 た時期であり、彩色を施し丁寧に描 征伐と社会を揺るがす事件の起こっ たのであるが、その理由として「近 元治元年には東西大番所を修復し

に見える。

置されていたことが『森家先代実録』

大番所に四人、西大番所に五人が配(一六七八)に設置されており、東城下東西の大番所は既に延宝六年

置図である。

大橋西詰に設けられた東大番所の配 された八箇所番所図面のうち、

安藤 治

東大御番所 木戸門地面之図

れた八箇所番所図面のうち、宮川元治元年(一八六四)八月に設置

関 貫

でもあった。城下町の範囲は宮 重要拠点であるのみならず、城 これらの場所は、城下防衛上の 田川に架かる翁橋東詰である。 る出雲街道の東西の要衝に位置 所前に制札場が設けられた。 後天和二年(一六八二)には番 紙解説のとおりであるが、その 六七八)に設置されたことは表 ト町の空間構造を決定する地点 東西大番所は城下町を貫通す 東西の大番所が延宝六年(一 東は宮川大橋西詰、西は藺 置かれた番所は、外に対しては

藺田川を越え更に東西に発

西大御香所問

下内町と外町とに区別されてい はなく、宮川・薗田川を境に城 展していたが、それらは決して たのである。 均質な拡がりを持っていた訳で

こうした内と外との結節点に

捕えられた後、 るが、時には、博奕をした者が 機能を果たしていた。 そこに制礼場が置かれたのであ 大番所前には広場が設けられ 番所前の広場で

ては城下町支配・治安維持等の 防衛上の役割を持ち、内に対し

かった。 には三十八ケ所しか残っていな が、明治になって撤去された時 ケ所ということにされた。これ

扉の開閉である。明六ツ時に大 方井関貫定法』から見てみよう。 化二年 (一八〇五) の るが、その基本的なあり方を文 人が付き管理に当たったのであ 城下町の木戸(関貫)には番 木戸番の役割の主なものは大 『盗賊締

槍と捕方三ッ道具(突棒・袖がらみ・さす股)が睨を利かしてい 幕の内側には白州を設け、屋根には櫓を載せる。建物の傍には

時が午前五時頃、暮六ツ時が午 たので、六ツ時と言っても季節 江戸時代の時制は不定時制だっ 程度ずれる。 後七時頃にあたる。夏至・冬至 になる春分・秋分の頃で明六ツ によって異なる。平均的な時間 扉を開き、暮六ツ時に閉じる。 頃にはそれぞれ前後に一時間

西大番所建物

この木戸の開閉時刻は江戸時

武家屋敷地と町人屋敷地では支

貫番とが区別されているのは、

配系統が異なるためである。

(津山郷土館蔵「八箇所御番所図面」)

れているが、 には五十四ケ所の関貫が載せら けられた設備として木戸がある。 で一ケ所不明になり以後五十三 ならでハ無之ニ付」という具合 五)には、 元禄十年(一六九七)の『改帳』 たのである。 能を持つ広場として存在してい 手鎖追込とされるなど多様な機 大きな灸をすえられ、その上で 城下町の治安維持のために設 「右相改候処五十三 享保十年(一七二

時頃)までは脇戸を開いておく する町の年寄が発行する印形手 紋付御合印の挑灯、町人は居住 ならない場合は、武士であれば それでも緊急に通行しなければ がそれ以降は通行止めとなる。 り戸を通行させ、九ツ時(十二 は四ツ時に閉じた時期もあった じたこともあれば、 なく、享保年間には五ツ時に閉 代を通じて不変だったわけでは 大扉を閉じた後は、脇のくぐ 安永年間に

間の通行者、

組小頭へ、町方関貫番は町年寄

家中関貫番は同心 荷物等は記録して

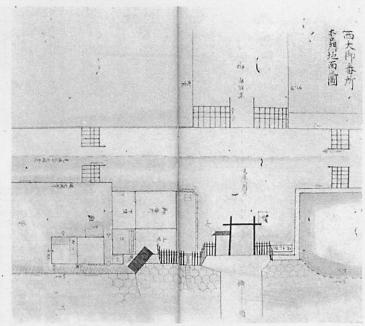
へそれぞれ報告するのである。 ここで、家中関貫番と町方関

は十分に身をあらためた後、

通

行を許されていた。これらの夜

例外として、 形を持参することになっていた 急ぎの飛脚の場合



西大番所配置図(津山郷土館蔵「八箇所御番所図面」

59116.59116.59116.59116.59116.59116.59116.59116.591

口寸分於家下新法所沒根於 七天一ち (津山郷土館蔵 「八箇所御番所図面」 下番所

多く、「辻番と思えば鰻やいて あった。しかし、津山では、関ど、こういった状況は一般的で いる」と川柳の題材にされるほ みなので番所で商売をする者も 給金が支払われていた。住み込 る番所が置かれた。江戸の木戸 ことになっていた。 番人は定められた時刻に木戸 は番所に住み込み、 木戸の側には番人の詰所であ 「御用」を務める 定期的に

戸門のそばに「下番所」が置かの詰める「番所」とは別に、木 が妥当なのではあるまいか。屋とも考えられず、下番所程度 を宿泊させたり、 下 もない程度のものであるが、城 13 あるいはやや小規模の小屋であ 道では一間半のところもあるこ れ、ここに実際の番人が詰めて であったのではないかと思われ ったろう。また、 とから考えると、この程度か、 17 る。これら八箇所番所には役人 るなど、あまりに小規模な小 町の道幅が二間~三間、狭い 所番所の下番所がほぼ同規模 は不明であるが、元治元年(一 所を自身番所として利用して たらしい。この下番所は二坪 番所に無宿人 関貫取払後の

は多様であった。

. 持になるなど実際の存在形態

されたり、

あるいは各町方の町

される場合もある。

更に田町・

高下等の関貫番が組合請負に

ない。

町方関貫番が辻番と称

しているが、津山藩では必ずし

別して、武家地では辻番と称 し江戸では、町方の関貫番と

厳密に区別されていたわけで

実施し、 であったが、次第に町内負担に 移行してゆ 大年寄が過去の事例を調べたと いう記載が享保頃の 御作事 関貫の作事は当初は作事方で 見られる。 妥当なのではあるまいか。 家中関貫番賃銀は奉行所持 町方関貫番賃銀は町内 所ら被成候筈」として き、そのため 『以後留』 「関貫

それぞれ管理していた関貫を一 天明 して諸吟味役の管理下に置く 元年 (一七八一)、町々で

替で番人に出る町が続出する状

0

支出を賄いきれず

町内から交 関貫番賃銀 にも疑問が持たれ始めたことに

もよるが、やはり、

機

能の低下があり、その必要性

から徴収した結果であって、町もかかわらず以前と同様に町内 を判断 内の負担 かし、これは関貫を減らしたに九百目余の余剰銀が生じた。し はあり得なかった。 した余裕が将来的に続くもので 九三)には諸吟味役の下に八貫 出を抑えようとするものであっ することにより、 0 ことになった。 た。その結果、寛政五年(一七 軽減にはならず、こう 膨張する番人賃銀支 関貫の要不要 務補佐をす

因のみではなく、 伏見町の関貫も取り払われてい 番に減員され、同九年(一八三 ていた材木町、船頭町、元魚町 る。もちろんこれは財政的な要 れるに至っている。また同じ頃 八)には、二階町、元魚町南詰 いとの理由により二人番とされ 川町 一月には、人や荷物の通行が多 そのため天保四年(一八三三 西横丁の関貫が無人とさ 宮脇町の関貫番が一人 実際に関貫の

鍛

戸



一目図 部分) 江戸の木戸(津山郷土館蔵「江戸

っていくのである。

う、組合・年寄に対し厳しく言な老人を番人として雇わないよ 呼出厳敷申達」ような事態とな には「近来門不メ之趣ニ付 た親仁のすて所」という訳であ うである。江戸時代の庶民生活 のような傾向は絶えなかったよ 後度々禁令が出されており、こ を番人に雇うことについては以 い渡されている。しかし、老人 身老人が病死し、以後このよう 七六二)には番所で勤務中の独 あったらしく、宝暦十二年(一 雇われたのは多くの場合老人で 関貫番所に番人を派遣していた 在していた。彼らは株を所持し 頃には組合による「受負」が存 来の機能を十分に果たし得なく 川柳を引用すれば「辻番は生き はずもなく、いきおい貧しい老 壮年が低賃金の番人に出られる を考えれ 人に限られてくる。再び江戸の こうした状況の中で関貫は本 については明らかでない。し 貫番の請負が存在したこと 「近来閂不〆之趣ニ付一同弘化二年 (一八四六)に 少なくとも宝暦~寛政 ば、働き盛りの若者や

安藤 治

美作国分尼寺跡雑舎建物について

上から国分寺にかけてに比定さ 寺院である。古くから津山市日 頃国分寺と共に造営された古代 みで、顕著な地物はない。 れてきたが、現在その一角に 「人神」の小字名をとどめるの 美作国分尼寺跡は、八世紀中

に南接する小字「古池」の水田 確認を試みた。その結果、恐ら 査を実施し、伽藍配置と寺域の 五十七年にかけて三次の発掘調 であろうと推定され、国分尼寺 昭和五十五年頃から「人神」

ことを得た。

地帯を対象とするほ場整備計画 く小字「古池」一帯は、寺域外 育委員会が、昭和五十六年から が持ち上がったため、津山市教 な成果を上げることができたの 発掘調査によりいくつかの重要 調査の手を加えてみたが、何分 るのだろうと想定された。 は現人神の集落の下に眠ってい 建物の検出がある。 とりあげようとするSB四十五 であるが、その一つに、ここで ことができなかった。とはいえ、 せず、結局所期の目的を果たす 人家の壁に阻まれて思うにまか そこで、その部分にも若干の

> 確定するに至らなかった。 り、その具体的な規模や構造を では経費や調査期間の制約によ 五間の建物であるが、先の調査 四十五の補足調査を実施し、建 会に先に課題として残したSB することとなったので、その機 ら十月にかけて事前調査を実施 るところとなり、同年の九月か 東辺を通る南北道路が拡幅され 物の規模や構造をほぼ把握する これは、東西一間以上、南北 ところが、昨年、想定寺域の

> > ある。

え付けの順序は、次のとおりで

丸味の強い長方形で、西側柱は

八十~百歩の隅丸方形を呈する。

東側柱列で観察された礎石据

ではあるが、紙面を借りてその 思われるので、いまだ整理途上 この種の建物の調査例は僅少と が、今のところ美作国分尼寺復 概要を報告することにしたい。 もあり、かつ全国的にみても、 元の具体的な唯一の手がかりで 何分、小規模な調査ではある

要柱列と西側柱の一部を検出す のみであったが、今回新たに南 東第一・第二柱を検出していた が、従来東側柱列と北接柱列の 十五と呼称しているものである さて、問題の遺構は、SB四

柱については三十歩(一尺)、

形は、一辺七十~八十六の隅丸 る。柱間は桁行・梁間とも二・ の北第一・二・三柱は未検出であ 即して説明を加えよう。 て北で約三十分西偏する。柱掘 桁行柱筋は、国土座標軸に対し 七片 (九尺) 等間に復元できる。 の南北棟掘立柱建物。西側柱列 ることができた。 三・五片)、梁間二間(五・四片 以下、 桁行五間(遺構に

柱を抜き取っている。西側柱南 築成する際、すべて西方向から 土器・須恵器・土師器・瓦を含 は、黒褐色粘質土で少量の弥生 三十疞程度と推測される。埋土 た。それによれば、柱の直径は 第二柱で良好な柱痕跡を確認し 十五杉である。SB四十五Bを 現存する深さは、二十五~五

従って、西側柱列はAと同位置 等間、梁間がAより一尺縮少し 十五Aと同じく二・七片(九尺) を測る。柱間は、桁行がSB四 礎石建ちの建物。桁行五間(十三 Aを抜き取って建て替えられた に建てられているが、両要中央 て二・四片(八尺)等間となる。 ・五14)、梁間二間 (四・八14) SB四十五B SB四十五

> り、その根固め石が若干現存し 長辺百二十歩、短辺八十歩程の 穴は、東側柱列と両要中央柱が、 ている。礎石据え付けのための 西へ平行移動されている。 東側柱については六十歩(二尺) 礎石はすべて抜き取られてお

り窪める。その穴に、黄褐色粘 ま続けて礎石据え付けの穴を掘 柱を西側から抜き取り、そのま 石を置く。黄褐色粘質土の黒褐 状の据え付け穴を掘り、二十× 固くつき固める。その後すり鉢 質土と黒褐色粘質士を混合して が投棄されていた。 土し、礎石抜取穴には多数の瓦 虽の弥生土器・須恵器などが出 色粘質土の混合土中からは、少 三十歩程の根固め石を敷いて礎 まず、最初にSB四十五Aの

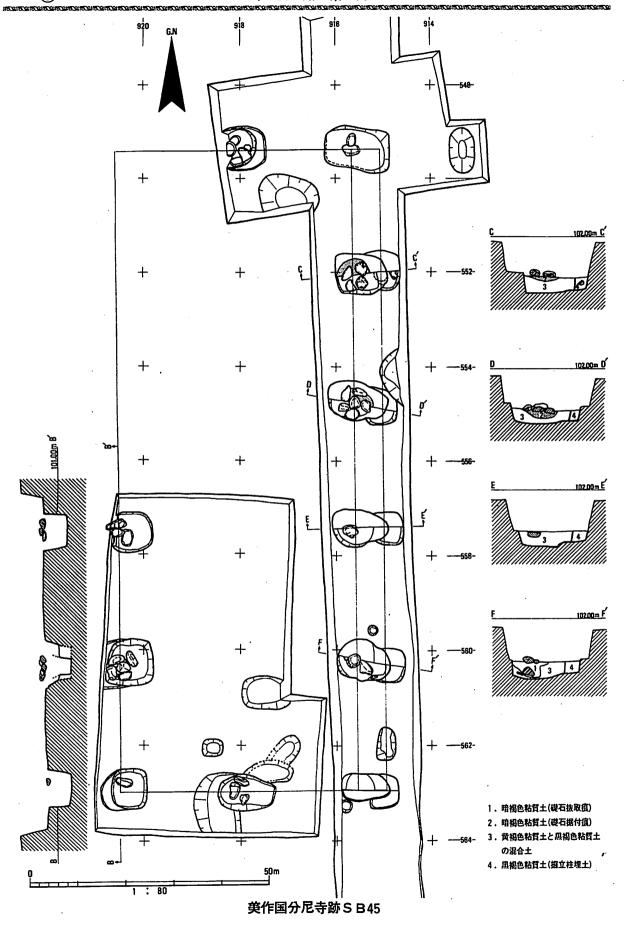
で検出されたSB四十五建物に以上、美作国分尼寺跡の調査 整理を行なっておきたい。 この建物の性格について若干の ついて略説してきたが、最後に、 まず、建物の造営時期である

> 現状では推測する手がかりはな ものの、具体的な時期を決定す 国分尼寺創建以後と推測される 瓦を含むところから、恐らく が、SB四十五Aの掘形埋土に う。建て替えの時期についても、 建物と考えてほぼ誤りないだろ から、国分尼寺に直接関連する 位がほぼ真北をとっていること る資料はない。しかし、建物方

ったものであろう。 く茅葺・桧皮葺などの工法をと 柱構造であるところから、恐ら される。それに先行するSB四 これが瓦苺であったことが推定 瓦が投棄されていることから、 四十五Bの礎石抜取穴に多数の 十五Aは断言できないが、堀立 次に、屋根材であるが、SB

が及んでいないところから、さ との疑問もあろう。 らに西に廂がつくのではないか の西側柱ぎりぎりまでしか調査 いるが、西側については、現在 調査によりその限界を確認して えない。南北と東については、 間、梁間二間と考えてさしつか 建物規模については、桁行五

柱列が現位置で、両要中央柱と ているとごろから、建て替えの 東側柱列が一~二尺西へずらし しかし、建て替えの際、西側



ないことを確認しているので、 ないものと推測されるのである。 考えられ、恐らく西廂は存在し 基準が西側柱筋となっていると 舎だけの単純な構造と考えられ 芯らく廂も間仕切り柱もない身 **枉筋の南第二と第三柱が存在し** 建物構造については、妻中央

数えることができるのではある も、このような雑舎群の一つに 在したと思われる。SB四十五 厨・竈屋など多くの雑舎群が存 当時の寺院の北辺には、政所・ る南都の諸大寺の例から見ても、 推定に誤りがなければ、現存す り、SB四十五は寺域北半部に あると推定されるが、もしこの である。しかし、一連の調査によ 位置づけるかは大変困難な問題 中で、SB四十五をどのように 寺域が不明な現在、遺跡全体の 美作国分尼寺跡の伽藍配置や

大庄屋触

植月六郎右衛門触

香山大郎兵衛触

中嶋孫左衛門触

中西孫右衛門触

土居太郎右衛門触

立石弥惣次郎触

江川四郎左衛門触

桜井七右衛門触

廣山孫左衛門触

石原理左衛門触

土居七郎兵衛触

近藤忠左衛門触

美甘三郎左衛門触

鹿戸喜右衛門触

五左衛門触

谷茂兵

t 触

衛 触

衛触

衛

居

新 兵

鸲 善 兵

表(2)

河村源内

高橋幾右衛門

代 官 名

Ξ

郎触

も尽きたので一まず擱筆するこ た論じ残した点も多いが、

郡

湊

哲夫)

以上、推測に推測を重ね、

名

石_五 森 3058.027 3742.444

2953.612

2963,602 3957.957

1977.803

3485.252

6694.146

2231.049

7372,428

7196.158

4891.036

4305.098

2571.124

2489.134

2174.654

2258,231

3550.902

7128.505

6538.683

6684.777

5621.496

5689.119

5621.496

5689.119

6684.777

2174.654

2896.384

亷

紙数 ま

東北条郡

条郡

条郡

郡 南

郡

条郡条郡

郡

郡

東北

勝

西 Þ

西 Þ 条 郡

西 Þ 条 郡

西

西

大 触

大

大 庭 郡

真 嶋 郡

真 嶋 郡

Þ 条

Þ 条 郡

西北条

西北条

庭 郡

庭 郡

西北

西北

表(1)

胡

のように記されている。 した「美作略史」によると、次 矢吹正則が明治十二年に著わ

享保二年九月

冊子ト為シ梓ニ上フ(以下 ビ名勝舊蹟等ヲ記録シテ小 轄ヲ區分シ毎村吏名草髙及 林盛龍州人ニシテ新在群ナ森藩ノ所 美作赞鏡劾成

う。内題は、 る『美作鬢鏡』と同資料であろ **沓集成」第一輯に収録されてい** 原本は不明であるが、「吉備群 「懐中鬢鏡」である

が、 花も香も 林盛龍の序文と、

享保二丁酉稔 九月吉日

とある。 開版 安東正耀印

に寄贈されたものである。 行職等を勤めた三浦家から当館 旧津山松平藩士で、郡代・町奉 次に、 大きさ十三・五×十九・〇歩 「郷村記」については、

うつりにけりな鬢鏡

山口呉竹即

ほぼ同内容を提供している。 享保二年時美作一円における、 の資料は後述する点を除くと、 関係は不明であるが、この二つ さて、常澤凼軒と、林盛龍の

題はなく、 先鸖主 當主一宮村 中庄屋役勤候節鸖候とかや 一宮村新兵衛と申而 見開に 一宮村権兵衛 常澤凼軒筆

著わされたことが分かる。 代官・大庄屋名から享保二年に ている幕府の代官や、津山藩の 八七)の写本であるが、記され と記している。天明七年(一七 天明七丁末年十月 中島綱左衛門元刚

されていない。 五代集歌まくり

については、『郷村記』には記載 両資料の内容の相違で

作州十一社並古跡名所 作州内所々道法 津山より方角道法付 国中古城並城主附 国中寺数 幕府領代官支配所 十二郡庄郷保 津山大年寄町代名 両資料共通であり、

触 名 進 五左衛門触 鹿戸喜右衛門触 美甘三郎左衛門触 土居七郎兵衛触の内 2258.231 近藤忠左衛門触福嶋 善兵衛 触 大谷茂兵衛触の内 土居藤 七触 6538.683 7128.505 山田与 2566.151 2489.134 中鳴孫左衛門触の内 植月六郎右衛門触の内 廣山孫左衛門触 石原理左衛門触 土居太郎右衛門触 5910.969 2569.555 4305.098 2571.124 和田仁左衛門 2231.049 香山大郎兵衛触の内 植月六郎右衛門触の内 多 胡 勘 三 郎 触 中西孫右衛門触 5241.094 3742.444 山岡勘平 3485.252 6694.146 立石弥惣次郎触の内 江川四郎左衛門触の内 桜井七右衛門触 7115.038 7196.158 4891.036 荒川唯右衛門

新兵衛触

(6触の町作分)

内藤丹波守領 松平越後守領

|点があげられる。 では、 まず、記載項目である。 相違については、 主に

九十二丁の小形横帳である。

表

されており、このことは『美作 六名の代官によって分轄・統治 とおり、二十の触が、郡代の下 が分かる。さらに、表②に示す 屋によって管轄されていたこと

鬢鏡』では知ることができない。

庄屋触ごとに配していることで るのに対し、『郷村記』では、大 東北条郡・西北条郡・西々条郡 それは、領内十万石の村々を、 全く異なっていることである。 【美作鬢鏡】では、東南条郡・ 勝北郡の八郡ごとに配してい 大庭郡・真島郡・久米南条郡 津山領については、配列順が

道家大門文庫について

門の死後諸氏の手を経て、昭和 四男に生れ、幼名弥作、助十郎 の所蔵していたものである。大 楽神社の神官を勤めた道家大門 明治初期に津山市神戸にある作 った道家と改めた。 となり、後に津田家の旧姓であ と称した。親族で津田家の養子 三〇) 津山藩士遠藤浦右衛門の 一十九年当館へ寄贈された。 道家大門は、天保元年(一八 この文庫は、旧津山藩士で、

改めた。 り住み、のち神官として同社に 奉祀するとともに、名も大門と った。同四年からは神戸村に移 を願い出、翌年神社の造営に当 志十三名と共に作楽神社の創建 明治元年作事奉行になり、同

○)病没した。 わり、万葉調歌人として長短歌 る。安藤野雁、草鹿砥宣隆と交 明治元年平田鉄胤に入門してい 学者であり、大の敬神排仏家で、 に秀で、明治二十三年(一八九 彼は平田篤胤の流れを汲む国

鬢鏡』が、美作一円を対象とし

最後に、私見であるが、『美作

支配体制に基づいたものと考え 対し、『郷村記』は津山領の農村 た「懐中手扣」的资料であるに ことによる。

字本、また一方が筆写本である

である。このことは、一方が活 髙・人名等の誤字・脱字・誤写 相違がある。それは、村名・石

その他、両資料共にわずかな

関係が主で半数以上を占めてい る。次いで国学、神道関係の図 百四十七冊に及び、歴史、文学 この文庫は四百三十二点千四

蔵掛印と比較しても目だつもの

印は大きさ縦七・二センチ横六

・五センチと非常に大きく他の

明月記 酸中記

源氏物語忍草 源氏物語玉小櫛 源氏物語

北村湖春

五卷五冊

本居宣長

九卷九冊

旧本今昔物語

関しては、「源氏物語」及びそれ に古化史に関するものが多く、 **掛である。歴史関係は日本史特** がある。 神社、祝詞、祭祀に関するもの 多いが、本居宣長、賀茂真淵等 がある。ここでも古代から中世 話集、【栄花物語】等歴史物語等 を柱に系譜、郷土史も存する。 等の日記、『一代要記』等の通史 の著掛もあり、神学関係では、 では、平田篤胤の著甞が比較的 に関するもの、「今昔物語」等説 土記もまとまってある。物語に 万葉集に関するものが多く、風 文学関係は和歌、物語が主で、 大体南北朝までに集中しており に関するものが多い。国学関係 【西宮記】等の有職故実、「台記

玉海

毘沙門堂記

一代要記

日本外史 台記別記

内八郡の村々が、二十名の大中 称した)。 表(1)に示すとおり、領 る村々のことで、後年には桝と ある(触とは、大庄屋の管轄す

するもの等かなりの点数となる。 印の押されたものがある。この 日本史、神道、国学、和歌に関 あり、瘄写本は『日本外史』等 の)、【酸中記】(芳野紀行) 等が 島高徳に関する詩文を集めたも また蔵書の中に「津山文庫」 自筆本としては『桜詞集』(児

桜詞集

道家大門

一卷一冊

紫太碚

万葉集玉の小琴 万葉集玉乃小琴 万葉集考 万葉代匠記 詞林朵葉抄 万葉集註釈仙党抄

へ道家大門交庫の一 平田篤胤 部

悟道辨

俗神道大意 皇典文粂 藤原頼長 草鹿砥宣降 平田篤胤 平田篤胤 二十二冊 三巻三冊 四卷四冊 一卷一冊

頼山陽 源髙明 藤原頼長 二十二卷九冊 十二冊 九卷九冊

西宮記 台記 乃里登

九条莍実 二十卷二十冊

香川正矩編 五十四冊

八十一卷四十一冊

六卷六册

写本 刊本

三十五卷存十六冊

正木輝雄 長尾勝明編

三十卷十冊

弘仁式 東作誌 作陽誌

陰徳太平記

武器考証

十卷存九冊 一十卷十六冊 写本

橘忠兼 伊勢貞丈編

本居宜長

七卷七冊

二十卷存十七冊

万葉集

調の玉の緒 伊呂波字類抄

一十卷七冊

仙党

十卷二冊

一十卷存十冊 一十二卷二十六冊

契冲 由阿

二卷一冊 二卷一册

本居宜長

贺茂真淵

本居宜長

五十四卷五十七冊 大門自筆本 大門写本 写本

四十九卷五十二冊 三十一卷五十册

道家大門 藤原定家

大門写本 刊本

写本

大門写本

大門写本 写本

刊本 刊本

刊本

写本 写本



契冲の るものは四十七点四百五十冊あ (ある。 『明月記』 である。この印の押されて は明らかでなく今後の研究課 書といわれているが、その詳 日 『万葉代匠記』藤原定家 本史の有職故実、日記類、 「津山文庫」は旧藩校の 等冊数の多いもの 竹内知恵

明 治二十二年、 地方自

沿制度

山東町・一 津山市制が施行された。次いで、庄村・久米郡福岡村が合併し、 山市も、周辺地域を次々に編入が推進されていった。現在の津 村財政合理化として、町村合併町村合併が行われた。更に、町 昭和十六年、苫田郡東苫田村、 して出来上がった。 確立のため、町村制が施行され、 昭和四年、 西苫田村・二宮村・院 苫田郡津山

町

・滝尾村が新しく津山市となっ勝田郡河辺村・大崎村・広野村 年、 田村・神庭村・高倉村・高野村、 入された。そして、昭和二十九 造成されていったわけである。 た。このようにして、津山市が 今回整理した資料は、津山市 苫田郡田邑村・一宮村・高

合併以前の旧市町村役場で作成

ある。こ での保管年数が決められており、 されずに 次々と処分されていった。処分 された、行政関係の役場文書で 保存規定によって、役場 新しい市町村へ引き継 残った文書は、 れら行政関係の役場文

神庭村

高倉

分

N

記

である。 山市へ合併する時に、津山市場から旧市町村役場へ渡り、 所へ引き継がれていった。そし て、それらの役場文書の一部分 役場文書も同様である。 市へ合併する時に、津山市役 津山郷土館に移されたよう 戸 長役 津

ると。 ごとに整理分類した。 これらを、津山市合併当時の村 名を基準に、広野村・院庄村を 中期から昭和二十九年までの文 欠く十七箇市町村に分けて、村 書であり、総数は八百五十六点。 明治末期を中心として、明治 村別にみ

久米郡佐良山村が、津山市に編

高一田田 村村村 東苫田 佐良山 福岡村 西苫田 津津山山 一宮村 東町 町 村 村 三四十八点点点点 五十六点 十九点 二点 点

二百二十一点 四点

> となっている。 Ш 尾

であるため、時代を分けず、大 村での点数も少なく、役場文書 類方法をすべきであろうが、各 大正・ きく十一の項目に分類した。 たっているので、時代ごとの分 分類方法につい 庶務 昭和時代と長い年代にわ 四十六点

ろう。

の整理が必要となってくるであ めには、新しい行政関係の資料

その結果、戸籍関係のもの 10 9 8 6 5 3 2 議事 会計 税務 教育 衛生 農工商 土 戸地籍 土木 兵 事 文化 勧 四百四十八点 五 三 百 十十十十 十 十 七五三四三五四七四 点点点点点点点点点点 が多

約二十五パーセントを占める。 ある。土地台帳、名寄帳、丈量 る。次に多いのは、土地関係で 管内異動目録が中心となって 死亡、転入・転出による戸籍 トを占めた。これらは、出産 (動を記 取図のほかに、土地の所有関 全体のほぼ五十二パーセン 移動関係の資料で、 載した、加籍・除籍・ 庶務となるが 全体の

六十四点 五点

いる。

今後の近現代史研究のた

えたが、片寄ったものになって

以上のように、一応整理を終

各々わずかずつしかない。

森 美

愛山文庫目録 近 刊 案 内

和書・漢籍の部=

価 発行部数 未定 五〇〇部

